本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

投　資　契　約　書

別紙●「当事者一覧」（以下「当事者一覧」という）に記載の者は、株式会社●●が発行する種類株式の投資家による引受け等に関し、令和　　年　　月　　日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり投資契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（定義）

　本契約において、次の各号に定める用語の意義は、文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 「当事者一覧」に記載された当事者１を「本投資家１」、当事者２を「本投資家２」、当事者３を「本投資家３」、当事者４を「本投資家４」といい、本投資家１乃至４を総称して「本投資家」という。

(2) 「発行会社」とは、「当事者一覧」に記載された株式会社●●を意味する。

(3) 「経営株主」とは、「当事者一覧」に記載された当事者１に記載の株主を意味する。

第２条（Ａ種優先株式の割当及び引受け）

　発行会社は、以下のとおり、第１項記載の株式（Ａ種優先株式）（以下「本件株式」という）を本投資家に発行し、本投資家はこれを引き受ける。

　１　発行する株式の種類

　　　Ａ種優先株式

　２　株式の数

　　　●●株

　３　割当方法

　　　第三者割当の方法により、本投資家に対して以下のとおり株を割り当てる。

　　　本投資家１　　株

　　　本投資家２　　株

　　　本投資家３　　株

　　　本投資家４　　株

　４　払込金額

　　　払込金額は、１株につき金　　　　　円とし、本投資家の払込金額は以下のとおりとなる。

　　　本投資家１　　円

　　　本投資家２　　円

　　　本投資家３　　円

　　　本投資家４　　円

　５　払込期間

　　　　　年　月　日乃至　　年　　月　日

６　Ａ種優先株式の内容

　　　Ａ種優先株式の内容は、別紙「Ａ種優先株式の内容」のとおりとする。

第３条（発行決議及び払込手続）

１　発行会社は、　　　年　　月　　日までに本件株式の発行に関する取締役会及び株主総会の承認決議（種類株式の発行のため必要となる定款の変更の決議を含む。）を取得し､その取締役会議事録及び株主総会議事録の真正な写しを本投資家に交付する｡

２　本投資家は、払込期間において、第５条（払込みの前提条件）その他の各条項に従い、前条に基づき引き受けたＡ種優先株式につき払い込むべき金額の全額を、発行会社によって指定される払込取扱場所となる金融機関口座に振込送金する方法により払い込むものとする。

３　発行会社は、前項の払込確認後、本投資家に対して、本投資家を発行会社の株主に加えた株主名簿の写しを交付する。

第４条（表明・保証）

１　発行会社及び経営株主は、本投資家に対して、本契約締結日において以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 発行会社は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、本契約を締結し、本契約上の義務を履行することにつき必要な権利能力及び行為能力を有していること。

(2) 発行会社は、本契約の締結及び履行に関し、会社法、定款その他発行会社の会社規則に従った必要な社内手続を全て履行していること。本契約はその締結日において有効かつ適法に締結され、発行会社の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成する。また、本契約は、法律又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い発行会社に対して強制執行が可能であること。

(3) 発行会社による本契約の締結及びその履行は、発行会社及び経営株主の知る限り、法令及び発行会社の定款その他の社内規程、並びに発行会社を当事者とする第三者との契約に違反するものではないこと。

(4) 本契約締結日において、発行会社の普通株式の発行可能株式総数は　　　株であり、このうち、　　　　株が発行されていること。当該株式以外に、発行会社の株式は潜在株式を除き一切存在しないこと。

(5) 発行会社は、本件株式の発行に関し､必要な全ての法令等及び定款その他の社内規則に従った必要な社内手続を全て履行しており、必要な許認可、届出等の手続が完了しており、何らかの条件が付されている場合にはかかる条件に違反しておらず、払込日において、何らの担保権等の負担なしに本件株式にかかる完全な権利を本投資家に取得させる｡

(6) 発行会社が本投資家に対し、本契約締結以前に以下の発行会社に係る各文書を交付していること。

　　①　定款

　　②　直近の商業登記簿謄本

　　③　第●期の決算書

(7) 発行会社が本投資家に対し提示又は交付した発行会社の商業登記簿謄本記載の登記事項が真実かつ正確であること、及び事業計画書の記載が、発行会社及び経営株主の知る限り、重要な点について真実かつ正確であること。

(8) 発行会社の　　　年　　月　　日及び　　　年　　月　　日付けの貸借対照表、同日に終了した年度に関する損益計算書は、発行会社及び経営株主の知る限り、日本における一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従って適法に作成されており、同日現在又は当該期間に関する本事業の財務状態及び事業成績を同基準に照らして重要な点において正確かつ適正に表示していること。

(9) 発行会社に関して破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続の申立てはなされておらず、かかる倒産手続の開始事由はないこと。

(10) 発行会社の事業、資産、運営等に重大な悪影響を及ぼすべき裁判その他の法的手続き又は行政手続きは本条に係る表明又は保証時点において係属していないこと。

(11) 発行会社は、発行会社及び経営株主の知る限り、事業に関し、軽微な違反を除いて、適用のある法令を遵守していること。

(12) 発行会社は、発行会社及び経営株主の知る限り、事業を行うに当たって、法令上必要な許認可及び承認を全て取得していること。

(13) 発行会社の有する発行会社の事業、運営等に重要な資産について、担保権、 制限物権、請求権その他のいかなる負担、制限(本事業の通常の遂行により通常発生するものを除く。)を伴わないこと。

(14) 発行会社は、事業、資産、運営等に重大な悪影響を及ぼすべき保証債務を負っていないこと。

(15) 発行会社は、本契約締結日現在行っている事業を適正に遂行するために使用している重要な有形又は無形の資産につき、その使用のために必要な有効かつ対抗要件を備えた所有権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権及びノウハウその他一切の知的財産権、賃借権又は使用権を保有している。また、発行会社及び経営株主の知る限り、事業に属する財産、又は事業に関して販売された製品が、第三者の特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権及びノウハウその他一切の知的財産権(出願中のものを含み、また外国におけるこれに相当するものを含む。)を侵害していないこと。

(16) 発行会社が本契約締結日現在行っている事業を適正に遂行するために使用している全ての有形又は無形の資産は、通常の使用による損耗を除き、通常の業務過程において支障なく稼働しているか、現行の態様での使用に適した状態にある。発行会社が所有する資産については、発行会社が単独で処分し得る。発行会社が所有し、又は適法に使用する権利を有している資産については、当該権利を基礎付ける契約について債務不履行事由等（契約の解除、解約、取消若しくは終了の事由、期限の利益喪失事由若しくは債務不履行に該当する事由、又は通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由（契約期間の満了による終了を除く。）の総称とする。）、第三者からの訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等その他発行会社による現行の態様での使用を制限し又はその支障となる事由は一切存しない。

(17) 発行会社は、その事業に関して締結している契約書等（以下「重要契約等」という）は、適法かつ有効に締結されており、かつ、その条項に従い各契約当事者に対して法的拘束力を有し、執行可能であり、発行会社又は相手方による債務不履行事由等は一切生じていないこと。

(18) 本契約以外に、発行会社とその役員等、従業員又は株主の全て若しくは一部との間で締結されている契約は存在しない。但し、役員等の就任に関する契約、雇用契約、投資契約書及び新株予約権割当契約書を除く。

(19) 発行会社は、発行会社の従業員に対して負担する報酬又は給与、その他法令、契約又は雇用条件に基づき当該従業員に対して支払うべき金銭等の支払義務を履行していること。

(20) 発行会社は、従業員との間における雇用条件に関し、重大な違反を行っておらず、また、承継従業員との間における紛争は存在しないこと。

(21) 発行会社は、発行会社及び経営株主の知る限り、事業に関し、土壌、地下水、汚水、大気汚染、騒音、振動、悪臭、危険物又は廃棄物その他の環境保護に関するあらゆる法律、条例、準則、規則、公害防止協定又は行政指導を遵守しており、これらに違反しておらず、違反に関連する行政機関による請求、調査その他の手続も存在しないこと。

(22) 発行会社は、国又は地方公共団体等に対して負担すべき租税公課を全て支払っており、一切滞納していないこと。

(23) 発行会社を当事者とする、又はその資産に関する訴訟、仲裁、その他の司法上若しくは行政上の手続、又は司法・行政機関等の調査は係属していない。発行会社を当事者とする、又はその資産に関する判決、仲裁判断、その他の司法・行政機関等の判断等で発行会社の財産又は事業運営に重要な影響を及ぼすものは、現在及び過去に存在しない。発行会社は、顧客又は取引先等より、現在又は過去の注文、取引又は契約に関して重大なクレーム等（製造物責任に関するクレーム等を含むがこれに限られない。）を一切受けていない。

(24) 発行会社が刑事罰を受けていないこと。

(25) 本契約締結前に、発行会社は、本投資家に対して、発行会社の事業に関する全ての重要な情報を開示し、当該開示済みの情報は、発行会社及び経営株主の知る限り、重要な点について全て正確、真実かつ完全なものであること。本契約締結日前に開示した情報以外に、事業に関する重要な情報はないこと。発行会社は、本投資家による発行会社に関するデュー・ディリジェンスその他の調査において、情報の隠蔽その他上記調査を妨げる行為を行っておらず、本投資家の質問に誠実に回答した。

(26) 発行会社又はその特別利害関係者（役員又は役員により発行済株式数の過半数が所有されている会社）、株主若しくは主要な取引先は、反社会的勢力又はこれに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という）ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていないこと。

(27) 上記(1)乃至(26)の事実は、本投資家による本契約の締結及び履行に合理的に必要であると考えられる重要な情報を含んでおり､発行会社及び経営株主の知る限り、これら以外に本投資家による本契約の締結及び履行に重大な影響を及ぼすと合理的に考えられる事実は存在しない。

２　経営株主は、本投資家に対して、本契約締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1)　経営株主は、本契約の締結及びその履行について、必要な権限を有していること。

(2)　経営株主は、本契約の締結及び履行に関し、会社法、定款、その他発行会社の会社規則に従った必要な社内手続を全て履行していること。本契約はその締結日において有効かつ適法に締結され、経営株主の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成すること。また、本契約は、法律又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い発行会社に対して強制執行が可能であること。

(3)　経営株主は、発行会社の普通株式　　　株を適法かつ有効に保有しており、当該株式に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権は設定されておらず、売買予約その他の制限も設定されていないこと。

(4)　経営株主は他の法人又は団体における兼職、兼任をしていないこと。

(5)　経営株主が刑事罰を受けていないこと。

(6)　経営株主又はその特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により発行済株式数の過半数が所有されている会社）、若しくは主要な取引先は、反社会的勢力等ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていないこと。

(7)　経営株主が本投資家に開示した経歴が真実かつ正確であること。

(8)　経営株主に関して破産手続開始、民事再生手続開始その他の倒産手続の申立てはなされておらず、かかる倒産手続の開始事由はないこと。

(9) 本契約締結前に、経営株主は、本投資家に対して、発行会社の事業に関する全ての重要な情報を開示したこと。当該開示済みの情報は重要な点については、経営株主の知る限り、全て正確、真実かつ完全なものであること。経営株主は、本投資家による発行会社に関するデュー・ディリジェンスその他の調査において、情報の隠蔽その他上記調査を妨げる行為を行っておらず、本投資家の質問に誠実に回答した。

第５条（払込みの前提条件）

　本投資家の払込期日における払込義務は、本投資家が放棄しない限り、以下の各号に定める全ての条件が充足されることを前提とする。

(1) 発行会社の前条における事実の表明及び保証並びに本契約締結に関して発行会社が交付した書面及び提供した情報が、払込期日現在においても、重要な点について、真実かつ正確であること。

(2) 本契約の締結日以降、　　　年　　月　　日までに、発行会社の経営、財政状態、経営成績、信用状況等に重大な影響を及ぼす事態が発生していないこと。

(3)　発行会社が本投資家に対し、本条第１号及び第２号について確認する書面を交付したこと。

(4)　発行会社の全株主との間で株主間契約が締結されたこと。

(5) 発行会社は 年 月 日までにＡ種優先株式発行について株主総会の承認を得、年 月 日までに、Ａ種優先株式の発行について決議した発行会社の取締役会及び株主総会の議事録の写しを本投資家に交付していること。

第６条（上場努力義務）

発行会社及び経営株主は、連帯して、 年 月末日を申請基準決算期として 年 月末日までに上場を実現するよう努力する。

第７条（資金使途）

発行会社は、本契約に基づく株式発行により取得した資金を、以下の目的に充当する。

（略）

第８条（取締役及びオブザーバーの選任）

１　本投資家１が本投資家のうち第２条第４項に定める払込金額が最も高額な投資家（リード投資家）であった場合に限り、本投資家１は発行会社の取締役1名を指名することができる。ただし、この場合に指名する取締役は本投資家１の無限責任組合員に限る。

２　発行会社は、前項に基づき本投資家１の指名した取締役の責任免除及び責任軽減措置のため、法令の範囲で必要な手続きを行う。

３　本投資家１は、発行会社のオブザーバーとして1名を指名することができる。かかるオブザーバーは、発行会社の取締役会等経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることができる。ただし、オブザーバーは議決権を有するものではない。

４　前項のオブザーバーは、発行会社と秘密保持契約を締結することとする。

第９条（誓約事項）

１　発行会社は、以下の各号に定める事項を誓約する。

(1)　発行会社は、適正な会計帳簿を作成・維持すること。

(2)　発行会社は、関連当事者との間で取引を行う場合には当該取引内容が適正なものとなるように努めること。

(3)　発行会社は、本投資家から質問又は資料の提出の要求があった場合には、合理的な範囲で回答又は資料の提出を行うこと。

(4)　発行会社は、月次試算表（貸借対照表、損益計算書、資金繰表を含む）を税務申告書に添付される決算書と実質的に同一の会計基準で作成し、翌々月の１５日までに遅滞なく本投資家に送付すること。

(5)　発行会社は、本投資家に対して、最新の事業計画書を提出し、その内容を解説すること。

(6)　発行会社は、反社会的勢力等と一切関係を持たないこと。

(7)　発行会社は、発行会社の事業を遂行するにあたり、法令、定款、社内規則等を遵守することを誓約すること。

２　経営株主は、以下の各号に定める事項を誓約する。

(1) 経営株主は、本投資家が事前に書面により承諾した場合を除き、発行会社の取締役を任期前に辞任しないものとし、かつ、任期満了時に発行会社の取締役として再選されることを拒否しないものとする。ただし、経営株主において辞任・再任拒否についての合理的な理由（業務に堪えない疾病等）のある場合にはこの限りではない。

(2) 経営株主は、本投資家の書面による事前承諾を得ることなく、発行会社以外の会社その他の団体において兼職及び兼任しないこと。

(3) 経営株主は、発行会社の取締役の地位にある間、及び発行会社の取締役でなくなった日から２年を経過するまでは、自ら又は第三者をして発行会社の事業と競業する事業を直接又は間接に行わないこと。

(4) 経営株主は、経営株主の保有する発行会社の株式について、第１７条乃至第２０条に定める場合を除き譲渡、担保の設定、その他の処分を行わないこと。

第１０条（事前通知事項）

発行会社は、発行会社において以下の各号に定める事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に本投資家１及び本投資家２に対して、通知するものとする。なお、発行会社の株主総会又は取締役会において承認を行う場合には、当該株主総会又は取締役会のいずれの開催より前をもって「事前」とする。

(1)　役員等の報酬（役員等の使用人給与及び賞与も含む。）の改定又は決定。

(2)　会社法第３６２条第４項第３号に基づき取締役会の承認を要する支配人その他の重要な使用人の選任及び解任。

(3)　事業計画、設備投資計画、収支計画又は予算計画（資金使途を含む。）の策定又は変更。

(4)　売上予想又は利益予想の策定又は変更。

(5)　主要取引先又は金融機関等の変更。

(6)　重要な契約の締結、変更、解除又はその他終了。

(7)　投資に関する契約の締結、変更又は解除。

(8)　発行会社を債権者、第三者を債務者とする場合の、当該第三者の債務の免除、当該債務の利息の減免又は弁済期の延長。

(9)　新規事業の開始、通常業務以外の業務執行、事業内容の変更、業務上の提携若しくは解消、支店の設置、又は子会社の設立。

第１１条（事前協議事項）

発行会社は、発行会社において以下の各号に定める事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に本投資家●と協議、及び、本投資家●に対して通知するものとする。なお、発行会社の株主総会又は取締役会において承認を行う場合には、当該株主総会又は取締役会のいずれの開催より前をもって「事前」とする。

(1)　定款の変更。

(2)　発行会社株式等の発行又は処分。

(3)　本投資家又は経営株主の持株比率に増減が生じる事項。

(4)　株式分割、株式併合その他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項。

(5)　潜在株式の条件の決定又は変更。

(6)　子会社の設立、第三者への資本参加、又は発行会社の事業の全部もしくは重要な一部の中止。

(7)　合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携。

(8)　代表取締役又は役員等の選任又は解任。

(9)　自己株式の取得、株式消却、資本金の額の減少、準備金の額の減少、会社法第４５０条に定める資本金の額の増加、会社法第４５１条に定める準備金の額の増加、又は会社法第４５２条に定める剰余金の処分。

(10) ●円以上の金銭貸付、知的財産権その他発行会社の重要な財産の売却、賃貸、担保設定及びその他の処分。

(11) 発行会社の事業計画に記載されていない●円以上の借入、社債の発行、債務保証、その他一切の債務負担。

(12) 他の会社の株式の取得若しくは譲渡。

(13) 剰余金の配当。

(14) 発行会社の株式等の譲渡・譲渡条件等に対する承認又は買取人の指定。

(15) 解散又は破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する手続の開始の申立ての決定。

(16) 株式公開（別紙●「Ａ種優先株式の内容」第●条の定義のとおり。）予定時期、株式公開予定市場、引受主幹事証券会社、監査法人の決定又は変更。

(17) 関連当事者との取引。

(18) 事業年度の変更、会計方針の変更。

(19) 第三者から発行会社又は経営株主に対してなされた発行会社の買収（発行会社株式等の取得等の資本参加、発行会社の事業譲受を含むが、これに限られない。）、合併、会社分割、株式移転、株式交換の提案の受諾又は拒絶。

第１２条（事後通知事項）

発行会社は、発行会社において以下の事項を決定又は承認した場合は、事後に本投資家●及び本投資家●に対して通知するものとする。

(1)　持株比率●％以上の株主の保有する発行会社株式等の異動。

(2)　支払停止若しくは支払不能、手形若しくは小切手の不渡り、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立て。

(3)　差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立て。

(4)　訴訟、仲裁、調停その他の紛争解決手続の提起若しくは終結又は司法上若しくは行政上の手続の開始。

(5)　金融機関との取引停止。

(6)　発行会社に対する合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割その他企業再編、買収、資本提携等の提案。

(7)　発行会社に対する株式等売渡請求。

(8)　監督官庁による営業停止、営業許認可若しくは登録の取消処分、指導、又は調査。

(9) 災害に起因する重大な損害又は業務に起因する重大な損害又はかかる損害を招来するおそれのある事象。

第１３条（経営株主の取締役の地位喪失）

１　経営株主は、取締役の地位を失っても、株主間契約の当事者としての権利義務に影響を及ぼさない。

２　経営株主が取締役の地位を失った場合、新たに就任した取締役に対し、別途定める株主間契約の当事者としての地位を承継させる努力義務を負う。

３　経営株主が取締役を退任するに際して、Ａ種優先株式の３分の２以上の議決権を有するＡ種優先株主（以下「多数投資者」といい、Ａ種優先株主がそれぞれ保有する議決権を合算する場合も含む）による請求がある場合、経営株主が有する発行会社の株式を譲渡するものとし、譲渡の相手及び譲渡価格は以下各号のとおりとする。

（1） 譲渡の相手は取締役会と本投資家１の同意する者とする。

（2） 譲渡価格は経営株主が保有する発行会社の株式に係る経営株主の取得価格又は１株当たり純資産価格の低い方とする。但し、多数投資者の別途の同意がある場合を除く。

第１４条（本投資家の株式等の引受権）

１　発行会社は、第３項に定める場合を除き、発行会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他発行会社の株式（以下「株式等」という）を取得できる権利を発行、処分又は付与する場合には、本投資家に対して、各本投資家の持株比率に応じて株式等の割当てを受ける権利を与える。但し、小数点以下となる株式等の数については切り捨てとする。

２　発行会社が、本投資家に対し、前項の株式等の引受権を行使するか否かの確認を求める通知をした場合、各本投資家は、当該通知の受領後●日以内に株式等を引き受けることを、発行会社に対し通知するものとする。当該通知を本項の期間内に行わなかった場合には、当該株式等の発行につき本投資家は第１項の株式等の引受権を失ったものとみなされる。

３　発行会社は、前１項の定めに関わらず、発行済株式総数の●％に相当する範囲内で新株予約権を発行する場合、前項の株式等の割当てを受ける権利を付与しない。また、多数投資者の承認を得て発行済株式総数の●％に相当する範囲内で新株予約権を発行する場合も同様とする。

第１５条（本投資家による株式の譲渡）

各本投資家は、第三者に対して、Ａ種優先株式を譲渡できる。ただし、譲渡には取締役会の承認を要する。

第１６条（株式買取請求権）

１　各本投資家は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、発行会社に対して書面で通知することにより、当該各本投資家が保有する発行会社の株式の全部又は一部を、発行会社が買い取るか、第三者に買い取らせることを請求できるものとする。

(1) 発行会社に本契約のいずれかの規定について重大な違反があり、各本投資家からの通知の受領後●日以内に当該違反が治癒されない場合。

(2) 本契約における事実の表明及び保証のいずれかが、本契約締結日又は払込期日において重要な事実について不正確又は不十分であった場合。

２　前項において各本投資家が発行会社に買取請求した場合の発行会社の株式１株当たりの買取価額は、次のうちの各本投資家の指定する価額とする。

(1)　１株当たりの払込金額相当額（但し、発行会社の株式について分割又は併合等がなされたときは、適切に調整されるものとする）。

(2)　相続・贈与税関係の財産評価基本通達に定められた「類似業種比準価額方式」に従い計算された１株当たりの金額。

(3) 発行会社の直近の監査済貸借対照表上の簿価純資産に基づく１株当たりの純資産価額。

(4) 発行会社の直近の株式の譲渡事例又は発行事例における１株当たりの譲渡金額又は払込金額（ただし、発行会社の株式について分割又は併合等がなされたときは、適切に調整されるものとする）。

第１７条（経営株主による株式等の譲渡）

経営株主が、保有する発行会社株式の全部又は一部の株式（以下「譲渡希望株式」という）を第三者（以下「譲渡相手方」という）に譲渡しようとする場合には、事前に本投資家に対して譲渡の条件（１株当たりの譲渡価額、譲渡相手方の氏名又は名称及び住所等）を書面にて通知するものとし（以下「本件譲渡条件書」という）、本投資家が承認した場合に限り、譲渡対象株式を本件譲渡条件書に記載された条件に従い譲渡相手方に譲渡することができる。ただし、当該承認は不合理に遅延又は留保されないものとする。

第１８条（先買権）

各本投資家は、前条の通知を受領した場合には、当該受領後●日以内に経営株主に書面にて通知することにより、譲渡対象株式の全部又は一部を、本件譲渡条件書に記載された条件と同一の条件で、自ら買い取ることを経営株主に請求することができる。

第１９条（共同売却権）

各本投資家は、前条の先買権が行使されなかった譲渡対象株式（以下本条において「残存譲渡対象株式」という）について、前条の通知期間の終了後●日以内に経営株主に書面にて通知することにより、以下の算式で算出される数を上限とする（小数点切捨て）、自己が保有する発行会社の株式の全部又は一部を、本件譲渡条件書に記載された条件と同一の条件で、譲渡相手方に対して譲渡することを経営株主に請求することができる。経営株主は、各本投資家から当該請求を受けた場合には、譲渡希望株式につき、当該各本投資家と譲渡相手方との間で譲渡が行われるよう、必要な措置をとるものとする。

|  |
| --- |
| 当該各本投資家の保有する発行会社株式の総数 |
| 本項に基づく売渡を希望する全ての本投資家の保有する発行会社株式の総数＋  経営株主が保有する発行会社株式の総数 |

残存譲渡

対象

株式数 　×

第２０条（同時売却請求権）

経営株主が保有する発行会社の全株式を第三者に譲渡する場合、経営株主は、発行会社の全株主の総議決権の●分の●以上の賛成があり、かつ、発行会社の取締役会で承認された場合、経営株主が譲渡をする条件と同一の条件で、本投資家に対して、本投資家が保有するＡ種優先株式を当該第三者に譲渡するよう請求することが出来る。

第２１条（事業譲渡等）

　発行会社において、発行会社の定款第　　条に定める事業譲渡又は会社分割が行われる場合、多数投資者は、発行会社及び他の本投資家に対して通知することにより、発行会社の分配可能額（会社法第４６１条第２項に定義される分配可能額を意味する。）につき、発行会社の定款第　　条に規定する額以上（但し、法令上可能な最大の額を限度とする。）の分配が可能となるために必要な措置（臨時決算の実施、資本減少等を含む。）をとることを要求できる。この場合、本投資家及び発行会社は、法令の範囲内で（１）かかる要求された措置を実行するために必要なあらゆる手続、及び（２）前記「金銭と引換えにする取得請求権」に定める取得請求権の行使の効力の発生がかかる措置の効力発生後となるために必要なあらゆる手続（必要がある場合は定款の変更を含む。）を行うものとし、かかる要求をした多数投資者は発行会社が（１）及び（２）の手続きを行うことができるよう協力する。

第２２条（損害賠償等）

発行会社及び経営株主は、本契約に違反した場合（表明保証の虚偽を含む。）、本投資家に対して、本投資家が被った損害について、連帯して損害賠償責任を負う。

第２３条（契約の終了）

１　本契約は、次の場合に終了する。

　(1) 本契約当事者が本契約の終了を全員一致で合意した場合。

　(2) 発行会社の株式が株式公開又は店頭登録された場合。

(3) 本投資家が発行会社の株主でなくなった場合。（但し、株主でなくなった本投資家のみ本契約が終了するものとする。）

(4) 本契約が解除された場合。

(5) 本投資家が払込期間最終日の翌日が経過した後に発行会社の株主とならなかった場合。

(6) 発行会社が解散（合併による解散を除く。）した場合。

２　本契約の終了は将来に向けてのみ、その効力を生じ、本契約に別段の定めがある場合を除き、終了前に本契約に基づき発生した権利及び義務は終了による影響を受けない。

第２４条（分離可能性）

　本契約のいずれかの規定が無効であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効であるものとする。

第２５条（公表）

　発行会社及び本投資家は、本契約の内容をマスコミ等に公表する時期、方法等について協議し、双方合意の上でこれを公表するものとする。

第２６条（本契約の譲渡等）

　本契約のいずれの当事者も、本契約で特に認められている場合又は別途発行会社及び本投資家間で合意する場合を除き、その他の当事者の書面による事前の承諾なく、本契約に基づく権利義務又は契約上の地位を第三者に譲渡することはできない。

第２７条（抵触する他の契約の禁止）

　本契約のいずれの当事者も、本契約と抵触する契約を他の者と締結することはできない。但し、発行会社が、発行会社の普通株主との間で、その普通株主が有する普通株式からＢ種優先株式への転換に関する合意書を締結することについてはこの限りではない。

第２８条（秘密保持）

１　「当事者一覧」に記載の当事者は、行政庁、裁判所、捜査機関、その他公的機関等から法令若しくは規則又はそれらに基づく決定・命令・指図等要請により必要とされる場合、又は株主（株主が組合である場合にはその組合員）、役員、従業員及びこれらの者若しくは各当事者の選任する弁護士、会計士等に開示する場合を除き、本契約の内容及び本契約に関連して取得した他の当事者に関する情報について、これを秘密として保持し、本契約の当事者以外の第三者にこれを開示又は漏洩してはならない。但し、以下の情報については、適用されない。

(1) 相手方から開示された時点において既に公知であった情報

(2) 開示された後、開示を受けた者の責めによらずして公知となった情報

(3) 開示された時点において既に保有していた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく取得した情報

(5) 開示された情報によらずして独自に開発した情報

２　本条に基づく秘密保持義務は、本契約が終了した場合においても、終了日から３年が経過するまで有効に存続する。

第２９条（通知）

１　本契約に基づく又はこれに関連する全ての通知は、手交、書留郵便又は電子メールにより「当事者一覧」記載の当事者の住所又は電子メールアドレスに対して行い、発行会社は同様の方法でその他の本契約の当事者に対して通知を行うものとする。なお、発行会社以外の本契約の当事者は、発行会社に通知することにより、発行会社は発行会社以外の本契約の当事者に通知することにより、「当事者一覧」の住所又は電子メールアドレスを変更することができる。

２　前項に基づく通知が、所在不明等通知の相手方である当事者の責に帰すべき事由により、到達しなかった場合には、その発送の日から２週間を経過した日に、当該通知が到達したものとみなす｡

第３０条（費用の負担）

１　発行会社は、本契約の締結、Ａ種優先株式の発行、Ａ種優先株式の配当の支払について支払われるべき印紙税その他の公租公課（本投資家の所得に係る税を除く）を全て負担し、これを支払う。

２　前項その他本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約当事者はそれぞれ、本契約の交渉、作成、署名捺印及び義務の履行に関連して自己が被った全ての費用（弁護士、公認会計士等の第三者に対する報酬及び費用を含む）を各自負担する。ただし、相手方の債務不履行を原因として、損害賠償又は補償等を求める場合の費用についてはこの限りではない。

第３１条（準拠法及び管轄）

１　本契約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。

２　本契約及びＡ種優先株式に関連して生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を　　通作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。

別紙●

当事者一覧

発行会社　：

当事者１　：

当事者２　：

当事者３　：

当事者４　：

別紙●

Ａ種優先株式の内容

第1条 （残余財産の分配）

第2条 （金銭と引換えにする取得請求権）

第3条 （普通株式と引換えにする取得請求権）

第4条 （取得価額等の調整）

第5条 （普通株式と引換えにする取得）

第6条 （議決権）

第7条 （A種種類株主総会）

第8条 （株式の分割、併合及び株主割当て等）

第9条 （みなし清算）

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。